

国交省実績で評価

環境省が品質水準証明

中間貯蔵施設の用地補償

環境、国土交通の両省は、環境省の中間貯蔵施設（福島県大熊、双葉町）整備事業で、用地補償業務に携わる補償コンサルタント会社の実績を、国交省直轄事業の用地調査業務を直接受注したとみなし、「業務実績」として評価することで合意した。各社の業務実績を環境省が証明する。証明を受けた補償コンは、今後、国交省が発注する業務で中間貯蔵業務の実績が、企業と予定主任担当者の国交省業務実績として扱われる。

今回の合意は、政府が一丸の早期整備が最大の課題となつて福島の再生・復興にあることを踏まえた特例措置。取り組む中で、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染で発生した汚染土壌などを長期に保管する中間貯蔵施設

施設の用地補償業務は環境省が日本補償コンサルタント復興支援協会に委託。協会と

契約した会員各社が実際の業務を担当している。このため、各社の売り上げにはなるものの、公共事業の元請実績とはなっていない。こうしたことから環境省は国交省に対し、業務に携わる73社の情報を3月に提供していた。

協会も「中間貯蔵施設の業務に従事しても、地元の業務発注者からは実績として評価されない」との会員企業の声を受け、19日付で環境省に中間貯蔵施設での業務実績を国交省発注業務で業務実績として評価するよう要望。

これを受け環境省は20日付

で国交省に、2014、15年度に業務を実施した73社の実績について、作業精度や成果物の品質水準からも国交省業務で求められるものと同等とみなせる実績であることを環境省が証明すると提案。証明を受けた各社を国交省直轄用地調査業務の直接受注者とみなして業務実績として扱うよう要望していた。

これに対し、国交省は同省直轄の補償関係コンサルタント業務の入札・契約手続きで、環境省証明のある中間貯蔵施設用地業務実績を、国交省業務の元請実績とみなすことを決めた。具体的には、国交省の各地方整備局が定めている入札・契約、総合評価の運用ガイドライン（地整ガイドライン）に基づき、「企業の業務実績」と「予定主任担当者としての業務実績」を、入札参加要件と総合評価の評価項目

目として設定する際に、国交省業務受注者としてみなし、業務実績を評価する。総合評価で評価対象項目となるのは、国の他機関や自治体業務の実績と比べ、国交省直轄業務実績となるため、評価での配点は高くなる。

この扱いは、22日付で各地方整備局、北海道開発局に通知した。内閣府沖縄総合事務局にも参考送付した。

現在は、協会が各社の業務実績を整理している段階。各社の業務量を確定させ、環境省に報告する。この報告を受け「できるだけ早期に証明を発行したい」（環境省）としている。実際の適用は、証明発行後の国交省発注業務からとなる。今回の特例は国交省直轄業務に限った措置。今後は自治体発注業務でも同様に扱われるのが焦点になるとみられる。